

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、昭和49年7月に会社を退職し、50年2月に結婚したが、同年4月頃、夫の国民年金保険料を集金するため役場の職員が自宅に来たので、私は、国民年金の加入手続きを行い、夫が、自身の保険料と一緒に、申立期間を含む私の保険料も納付してくれた。また、当時、私は、このことがうれしくて実家の母親に報告したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人は、「私の国民年金保険料は、申立期間を含め夫が納付してくれた。」と供述しているところ、申立人の夫は、20歳到達月から60歳到達の前月までの保険料を全て納付していることから、申立人世帯の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年4月17日に払い出されているところ、i) この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であること、ii) 申立人の申立期間を除く国民年金被保険者期間及び申立人の夫に係る同被保険者期間の保険料は全て現年度納付されていること、iii) 申立人の夫に係る同年1月から同年3月までの保険料が同年3月31日に検認されており、昭和50年度に係る保険料が50年4月30日に検認されていることから、申立人及び夫が供述する国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況は、当時の周辺事情と一致していることを踏まえると、申立人の夫が、同年3月又は同年4月に自身の保険料と一緒に申立人の申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から41年12月29日まで  
② 昭和42年2月21日から43年12月26日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①及び②について、昭和44年4月9日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほか申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年1月31日から26年5月10日まで  
年金事務所からの回答によると、申立期間について、私の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、私は、A事業所（現在は、B事業所）が設立された昭和23年8月から27年11月に退職するまで、申立期間を含め同事業所で継続して勤務していたことから、申立期間においても厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA事業所で継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B事業所は、「資料が残っていないため、当時の状況については、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除について確認することができない上、上記の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述は得られなかった。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間前後の両方の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚5人のうち、2人は、同事業所において被保険者期間が継続しているが、3人は、申立人と同様に保険者期間に欠落が見られる。

さらに、上記の被保険者期間が継続している同僚2人について、申立人は、「1人は専務であり、当時、A事業所では、非常勤の理事と、この専務のほかには、役職者はいなかった。もう1人は主任のような仕事をしていた。」と供述していることから、当該同僚に係る厚生年金保険の加入については、ほかの職員とは異なる取扱いがなされていた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。